



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 チムニー株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長執行役員 和 泉 學  
(コード番号：3178 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理担当 荻野 大輔  
電話番号 03-3626-2341

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 23 日に予定されている第 8 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

#### 1 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行役員等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間においても責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 29 条(取締役の責任免除)及び第 40 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 3 月 23 日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 23 日(予定)

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)            第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)            第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)            第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)            第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>